

# 一般社団法人日本地質学会各賞選考規則

## (目的)

1. 一般社団法人日本地質学会（以下地質学会という）運営規則第16条3項に基づき地質学会の各賞選考に関する手続きを定める。

## (選考)

2. 各賞の選考は、理事会のもとにおかれる各賞選考委員会が行う。各賞選考委員会については別途定める。（各賞の受賞対象および応募資格等）

3. 日本地質学会賞の応募に関する細目は次のとおりとする。

- 1) 応募資格：正会員、名誉会員、ならびに前記のものを代表とするグループ。ただし、過去において本賞を受けていない者。

- 2) 応募方法：正会員、名誉会員、支部および専門部会による推薦、自薦も可とする。所定の様式による。

4. 日本地質学会国際賞の応募に関する細目は次のとおりとする。

- 1) 応募資格：正会員および非会員。ただし、過去において本賞を受けていない者。

- 2) 応募方法：正会員、名誉会員、支部、および専門部会による推薦。所定の様式による。

- 3) 国際賞の授与は毎年度1名以内とする。

5. 日本地質学会 Island Arc 賞の授賞対象は次のとおりとする。

- 1) 募集開始年の3年前と2年前に Island Arc 誌に発表された論文。

6. 日本地質学会小澤儀明賞・榊山雅則賞の応募に関する細目は次のとおりとする。

- 1) 応募資格：募集開始年の9月末日で満37歳以下の正会員。ただし、過去において本賞を受けていない者。

- 2) 応募方法：正会員、名誉会員および専門部会による推薦。自薦も可とする。所定の様式による。

- 3) 賞の名称は、受賞する研究のテーマによって各賞選考委員会が定める。

7. 日本地質学会論文賞の受賞対象は次のとおりとする。

- 1) 募集開始年9月までの過去3年間に地質学雑誌に発表された論文。

- 2) 募集開始年9月までの過去3年間に Island Arc に発表された、筆頭者が地質学会会員による論文。

- 3) 応募方法：正会員および名誉会員、専門部会による推薦。400字程度の推薦文を添付すること。

8. 日本地質学会小藤次郎賞の受賞対象は次のとおりとする。

- 1) 募集開始年9月までの過去2年間に重要な発見

または独創的な発想を含む論文を発表した会員。

- 2) 応募方法：正会員および名誉会員、専門部会による推薦。400字程度の推薦文を添付すること。

9. 日本地質学会研究奨励賞の受賞対象および資格者は次のとおりとする。

- 1) 募集開始年9月までの過去2年間に地質学雑誌および Island Arc に発表された論文の著者。ただし、過去において本賞を受けていない者。

- 2) 募集開始年9月末日で満35才未満の会員。筆頭著者であれば共著者でもよい。

- 3) 応募方法：正会員および名誉会員、専門部会による推薦。400字程度の推薦文を添付すること。

10. 日本地質学会優秀ポスター賞の受賞候補者の応募および選考に関する細目は次のとおりとする。

- 1) 応募対象：各賞選考委員会が対象と定める講演会において発表されたポスター講演の発表者またはこれらを代表するグループ。

11. 日本地質学会功労賞の受賞候補者の応募に関する細目は次のとおりとする。

- 1) 応募対象：地質学会正会員および非会員、またはこれらを代表するグループ

- 2) 応募方法：正会員、名誉会員、支部、または専門部会による推薦、所定の様式による

12. 日本地質学会表彰の応募に関する細目は次のとおりとする。

- 1) 応募対象：会員および非会員の個人、団体または機関。

- 2) 応募方法：正会員、名誉会員、支部、または専門部会による推薦、所定の様式による。

## (応募に関する告示)

13. 各賞の応募に関する告示は、応募締め切り期日の3カ月前までに、News 誌、Web サイト等で行う。

## (選考結果の記録と報告)

14. 各賞選考委員会は、選考過程と選考結果について文書で理事会に報告する。

## (規則の変更)

15. 本規則の変更は理事会の議決による。

## 附 則

- ・本規則は、2009年9月3日から施行する。
- ・2011年4月2日、一部改正。
- ・2012年4月7日、一部改正
- ・2013年5月18日、一部改正